

## イギリス統治下フィジーにおける初期間接統治体制 の導入・確立と社会変動： トゥカ運動を中心とする一考察

|       |   |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: ja<br>出版者:<br>公開日: 2015-03-23<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: 丹羽, 典生<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="http://hdl.handle.net/10502/5521">http://hdl.handle.net/10502/5521</a>                   |

# イギリス統治下フィジーにおける

## 初期間接統治体制の導入・確立と社会変動

——トウカ運動を中心とする一考察——

丹羽 典生

### 一 はじめに

南太平洋に位置するフィジーは他の植民地社会に比して植民地統治の成功した国家とされる。イギリス植民地政府は原住民保護政策に力を入れたため、アフリカにみられたような反植民地的闘争も起きず、イギリスの植民地経営もフィジー社会にはスムーズに受け入れられたとされるのである [C. F. ROTH 1951]。

しかし、一九世紀末には契約労働者として移入されたインド人、プランターやイギリス政府の行政官として派遣されたヨーロッパ人などがフィジーで生活しており、こうした他のエスニック集団とフィジー人とのあいだには利害対立が存在していた。また、「フィジー社会」自体、階層的、文化的な多様性をはらんでいる。宗主国イギリスの手による間接統治体制の導入

に際しても、フィジーに何ら軋轢が生まれなかった訳ではない。事実、フィジー初期植民地社会には、フィジー西部・内陸部を中心として多くの「宗教的社会運動」が生起している [D'URVALO 1986: 2]。そして、こうした軋轢は近年フィジーでおきたクーデターにまで、その影響を及ぼしていることがうかがえるのである。

本稿では、こうした「軋轢」にこそフィジー初期植民地社会を検討するうえで重要な要素の一つがあると考える。ゆえに、「宗教的社会運動」と称されていた現象をあらためて考察の対象に取り上げたい。そのうえで、フィジー初期植民地統治の特質をも検討してみたい。

フィジーにおける宗教的社会運動についての記述は、行政官の記録のなかに散見される [BREWSTER 1967 (1922) ; SUTHERLAND 1910 ; THOMSON 1908]。時代を下ると社会科学系

の研究者によっても考察の対象とされはじめた。ここでは、メラネシアにおいてひろくみられた千年王国運動・カーゴカルトの一種であるという視点からの研究 [WORSLEY 1978; VAN FOSSEN 1986]、フィジー地域社会固有の社会的変動において捉える研究 [KAPLAN 1995]、イギリスによる「混乱の創造」と解釈する言説分析を通じた研究 [KAPLAN 1989 a, 1989 b, 1995] などがある。

本稿では、以上の研究を参考に社会運動の特質の検討を通じて初期間接統治体制の性質の一端をあきらかにしたい。その作業は、間接統治体制の導入・確立の特異な過程と、初期社会運動とを同時に歴史的展開のなかで検討していくことである。ゆえに、まずイギリス植民地領にされる以前のフィジー社会を再構成することから着手する。ついで植民地化つまり間接統治体制の導入・確立に伴う社会変化について触れる。

結論を先取りすれば、原住民保護を目的とする間接統治システムの導入に伴う、社会編成の再編のなかで、フィジー人は比較的保護されてきたといえる。しかし、そうした保護の内実を踏み込んで検討してみると、保護的な統治体制を形成していく過程のなかには、フィジーの東部と西部・内陸部とのあいだの植民地化以前にまでさかのぼる地政学的差異に根拠をおいた不均衡が引き継がれていた。つまり、保護すべき「伝統」として参照されたのは主として東部地域社会のフィジーの政治制度であったのである。そうした不均衡のなかにこそ、初期社会運動の発生、ならびに転換の主要な要因を見出すことができるので

はないかというのが筆者の考えである。

## 二 植民地化以前のフィジー社会

### 1 社会・政治的組織における地域的差異——東部と西部・内陸部

植民地化以前のフィジーに統一的な政治組織や政体は存在しなかった。「小規模で親族によって構造化された地域志向的な (locality-oriented)」単位である村を基盤にフィジー社会は成立していたとされる [ROULEDGE 1985: 5]。村は克蘭にあたるヤヴサで構成される [CAPILL and LESTER 1941: 316]。ヤヴサは六のマトンガリからなる。そしてマトンガリは、最小単位であるイトカトカで構成される。フィジーの社会構造は、理念上こうした三層構造が父系的原理から形成されているとされる [ROULEDGE 1985: 27-30]<sup>1)</sup>。

植民地化以前から政治的覇権を掌握していたフィジー東部では、トンガなどの影響から階層構造を発達させていた。そのためヤヴサの上にさらに二つの社会組織が存在し、政治的単位として機能していた。ヤヴサが相互に連合してヴァヌアを形成し、同様にヴァヌアが相互に連合してマタニトウを構成していたのである [ROULEDGE 1985: 27-30]。以上の社会組織が、フィジー東部地域を中心に政治制度としての機能を果たしていた。

しかし、ここに要約してきたヤヴサーマトンガリーイトカトカの三層構造及びマタニトウ、ヴァヌアは、フィジー全土で一

般的に存在している社会組織ではない [Capell and Lester 1941: 318]。これらは東部フィジーに特徴的な社会組織の形態にすぎないからだ。その他の地域、たとえばバ (Ba) などのヴィティ・レヴ島西部・内陸部に相当する地域には、植民地化以前においては、ヤヴサにあたる言葉は存在しなかった。村もヤヴサー・マタンガリー・イトカトカの三層に構造化されていたと言いはれ難く [Capell and Lester 1941: 318-323]。ヴァヌア、マタニトウなどの村相互が階層化して形成された社会組織も存在しなかったとされる [C. F. TANNER 1996: 236]。西部・内陸部フィジー社会は東部ほど社会の階層分化と組織化が進んでいなかったのである [WALTER 1978: 6; RAVUVU 1991: 7]。むしろ東部に比して緩く小規模な親族の集まりが、相対的に自律性の強い集団を維持していたと考えられる。つまり、フィジーの東部と西部・内陸部地域では、社会組織およびリーダースhipなどの点でかなりの違いが存在していたと考えられるのである。

## 2 西洋との接触とザコンバウ政府の成立

フィジーが西洋社会と本格的な接触をはじめるのは一九世紀の初めであり、交易商人が白壇、ナマコを求めて進出して来たことを嚆矢とする。少し遅れてキリスト教の宣教師たちも訪れている。彼らの熱心な活動の結果、一八五〇年代には、東部の大首長の改宗を機縁として平民層を含めた多くのフィジー人はキリスト教へと改宗した。こうしてキリスト教宣教師、プラン

ターたちはフィジーで活動を展開するようになった。しかし、彼ら「外部」勢力も、活動に際しては、依然として既存の首長層などの庇護を必要としていた [RAVUVU 1988: 29]。

一九世紀も後半に入ると、富を求めたヨーロッパ人プランターたちが急激に増加しはじめた。こうした状況を背景にプランターたちはみずからの生活の保護や社会基盤の整備を求め、フィジーに統一的な政府の設立を要求し始めた。これを受けて、東部地域最大規模のマタニトウ、バウの首長ザコンバウを中心として、東部地域の有力なマタニトウが連合し、フィジーに統一的な政府を作る試みがなされた。

しかし、ザコンバウ政府は安定した政権を維持することはできず、また、フィジー全域を支配する権力を保持することはできなかった。それは、ザコンバウ政府の立場がフィジーに滞在していたプランターなどと最終的な利害の点で折り合わなかったために、彼らの支持を得られなかったからであり、また、イギリスからも信頼できる政府と認知されなかったからである [ROUTLEDGE 1985]。その結果、一八七一年に設立されたザコンバウ政府は短命に終わった。したがって、正式な植民地化の起点となった一八七四年の割譲という歴史的瞬間を経る前までは、フィジーは既存の政治的諸制度を基点として動いていたと考えられる。

フィジー全土に影響力を行使し得る政権の確立は、一八七四年にイギリスによる植民地化を待たなければならなかった [WEST 1984 (1961): 9]。この時以降に、近代的国民国家へと

連なる枠組みが形成された。フィジーの国境が確定されはじめ、植民地政府の統治政策は、フィジー国内を対象に整備が進められるようになったのだ。

イギリスへの割譲を契機としてフィジーには、他のイギリス植民地領と同じく間接統治体制がひかれた。しかし、間接統治体制が一枚岩の制度ではなく、「イギリス帝国の拡大のたびごとに各地で実践されてきたものである」〔竹内 一九九・八九〕ならば、帝国の版図に収められた各地域では、それぞれ独自の個性をはらんだ間接統治体制が「実践」されたのであろう。そして、少数のエリートが支配者となる間接統治の性質上〔浜渦 一九九一〕、その実践の独自性には各植民地総督の個性が少なからず反映されていたと考えられる。

事実、イギリスのフィジーにおける間接統治政策は、他のオセアニア社会と比較して格段に原住民保護に力を入れていることを特色としているが、これは実質上の初代植民地総督であるゴードンおよびサーストンの政治的方針を反映しているのである。次節では、こうした観点から、ゴードン、サーストンの個人的経歴を交えつつフィジー初期植民地体制の形成をおつてみよう。

### 三 フィジー初期間接統治体制の形成

#### 1 ゴードン・サーストン体制の成立

##### 〈ゴードン〉

ゴードンの統治政策の特異な点は、「原住民の現在の生活水

準を保持すること」を優先したことにある〔GILLON 1962: 5〕。これは言葉をかえると、原住民の伝統的生活を変えるべきではない、仮に変化させることがあるとしても漸進的に移行させるべきであるという、現地社会の変化に対する保守的態度といえる〔LAWSON 1991: 61; GILLON 1962: 6, 13〕。こうした統治政策はゴードンの行政経験を反映しており、フィジーの将来を強く規定していくことになる。<sup>(3)</sup>

フィジーの総督に任命される前、ゴードンはトリニダード、モリーリヤスなどに赴任していた。彼は、それらの赴任先で、多民族社会を統治する困難をすでに経験しており、さらに、モリーリヤスではインド人労働者の移入を試み、成功させていた〔GILLON 1962: 5-6〕。当時の太平洋洋島嶼民のおかれた状況にたいする彼の見聞も彼の保護主義的態度を促進させたと考えられる。たとえば、ニュージールランドでの人種戦争とマオリの悲惨な現状について聞き及んでいたし〔RAVUVU 1988: 39; GILLON 1962: 4〕、当のフィジーでも、原住民が人口を急激に減少させているという事態を彼は目のあたりにしていた。

こうした経験を重ねる一方、ゴードンは書物などを通じてオランダのジャワ統治を学び、フィジーの政策に応用した。たとえば、ジャワで取り入れられていた税金を物納するシステムをフィジーにも導入した〔LAWSON 1991: 61; GILLON 1962: 9〕。労働力をインド人に肩代わりさせたり、税を物納させる政策は、次節のべるようにフィジー人保護という目的へとつながっていたのである。

しかし、ゴードンはフィジー統治の理念的な方向性に関する心積もりは持ち合わせていたものの、フィジー社会の細かな実状に関する知識は乏しかった。そうした理念と現実のずれを埋めたのが、フィジーの滞在経験が長期にわたり、フィジー社会にもあかるかったサーストンであった。

#### 〈サーストン〉

サーストンは一八三六年にロンドンで生まれ、若くして貿易関係の仕事に就いた。一八六五年頃、現在はフィジー領であるロトゥマ島に向かったとされる。フィジーのイギリス領事館(British consulate)の秘書( clerk)として働いていた彼は、一八六七年二〇代後半になる頃、イギリスの総督補佐機関代理(acting consul)に任命され、職務を遂行していた[SCARR 1979]。その後、彼はタヴエヌイでのプランテーション経営を経て、一八七二年にはフィジー人によって成立されたザコンパウ政府に事務長官(chief secretary)・外務大臣(minister for foreign relations)として参加し[Craig and King 1981]。フィジー人自身が参加し、フィジー人の社会的政治的生活を保護する政府の運営に参画した。

また、サーストンはニュージーランド・マオリの悲惨な状況や太平洋諸島民の労働交易に関する劣悪な実態を直接見聞していた。その見聞を通じて彼は、南洋にいる白人に対して信頼を失い、白人の無法な行爲を規制するためにも、フィジーの独立政府が必要であることを認知し始めた。

しかし、フィジー人の利益を第一の優先事項とした彼の政策は、結果として挫折した。それは、イギリスの利益や安全を第一義とする政府を望んだ在フィジーイギリス人の見解と対立したこと、ザコンパウ政府内部で指導的役割をはたしていた首長間のコンセンサスを取り付けることが容易でなかったことが理由である[SCARR 1979]。

このような内外の多様な対立のため、最終的にザコンパウを中心としたフィジー政府は瓦解し、一八七四年主要な首長たちの手によって、イギリスへの割譲が決められた[SCARR 1979]。フィジーの「伝統的」な生活を保持しようとしたサーストンの温情主義的な政策は結果として挫折した。しかし、現実には彼の統治理念と政策はゴードンによる間接統治体制に活用されていく。

たとえば、サーストンはフィジー人自身の土地を売却することなく資本主義を押し進めるため物納による税金を考案している。これは、現金に基づく人头税の徴収が、フィジー人をプランテーションにおける搾取の対象にしてしまうのではないかという配慮からなされた。そして、フィジー人がプランテーションに出掛けることなくみずからの土地で生産可能なコブラ、綿、タバコ、砂糖によって物納できるよう考案したのである[SCARR 1979: 104]。さらにはフィジー人に代わる労働力としてインド人を導入することまで彼は考慮している[GILLON 1962: 131]。

また実際、サーストンはフィジー初期間接統治においても重

要な人材として登用されており、ゴードンが総督から退いた後も引き続きフィジーの行政に要職としてたずさわっていた。

### 二大方針の形成と政策

フィジー初期間接統治社会はこの個性豊かな二人の人物によって方向づけられた。つまり、前節までにのべてきたゴードンのフィジー以外の植民地での経験、オランダ統治体制についての知識、そしてサーストンとの交流などを媒介として、フィジー初期間接統治は成立したのである。そのためフィジー初期間接体制をゴードン＝サーストン体制とよぶ研究者もいる〔S. CARR 1984〕。

彼ら二人の背後からは、二つの方針がみてとることができると。それは「フィジー人の利益優先 (paramountcy of Fijian interests)」とフィジー人の「分離行政 (separate administration)」である〔LAWSON 1997: 58-60; ALI 1986〕。

「フィジー人の利益優先」とは字義通り、植民地政策を営むうえで、入植者、プランター、宣教師といったヨーロッパ人や、労働者として運び込まれたインド人よりも、フィジー人の利益を優先するという政策上の原理・原則である。各集団の利益が互いに競合した際にも、フィジー人の利益が優先された〔DURUTHALO 1986: 15-16; ALI 1986〕。そしてこの原則を遂行するため採用された具体的な政策が「分離行政」である〔WEST 1984 (1961): 21〕。

「分離行政」とは、初期間接統治体制における方針のひとつ

である。フィジー人社会をフィジー植民州内部における他のエスニック集団（インド人、ヨーロッパ人など）から切り離して、フィジー人にはみずからの原住民政政のもとで「伝統的」生活を保持させ続ける政策を指す。つまり、フィジー人はインド人、ヨーロッパ人といった他のエスニック集団から、居住空間が隔離され、政治参加の道筋も別枠に形成されたのである。つまり、地理的にも政治的にも分離されたうえで、フィジー人にはフィジー人独自の政治を営ませるといった統治形態であった〔LAWSON 1997: 58-60; NAVAKALOU 1975: 83-85; ALI 1986〕。

こうした統治形態は、その保護主義的な性質のため当然のことながら、フィジーに植民地化する以前から存在していた政治制度を取り込むような形で展開された。しかし、ここで分離されて「包摂」されたとされる「伝統的」政治制度は、実際にはフィジーのなかでも東部地域の政治制度を範として形成されたものであった<sup>⑤</sup>。したがって、具体的な「分離行政」内部の政治制度の整備を詳細に検討してみると様々な問題点がみいだせる。ことに、西部・内陸部地域の政治制度とはそぐわないという、地政学的な問題点が看取される。次節ではその点について検討する。

## 2 原住民政政の形成とフィジー社会の組織化

### 〈政治制度の包摂〉

主として東部フィジーにおける政治制度にはマタニトウ、ヴ

アヌア、ヤヴサの組織が存在し、その役割をはたしていた。こうした政治制度は、ゴードン・サーストンの指導によるフィジー初期間接統治体制において、上位の階層から順番に、州 (PROVINCE) 県 (DISTRICT) 村落 (VILLAGE) という政治制度の区分として再編成され、区画されたうえ包摂された [SCARR 1970: 4]。そのため間接統治の政治体系の階層的区分は、「同時に地理的、行政的、社会文化的」な機能を備えていた「伝統的な社会区分」に概ね相当するような「政治組織のパターン」に基礎をおきながら作成されたと考えられている [NAVAKALOU 1975: 1, 83; RAVUVU 1988: 40]。

しかし、前述したようにマタニトゥ、ヴァヌアにあたる組織は西部地域では発達していなかった。こうした地域的多様性や当時の社会的状況へと対応しきれず、あたらな政治制度を導入させたことは他の点でも見受けられる。たとえば、県を形成する際、フィジーがイギリス領へ移行される前に繰り広げられた小さな戦争での勝敗関係を引きずらざるを得ない側面があった。また、植民地政府も「面倒をおこす」西部内陸部の諸集団をその近隣の東部地域の集団の低位組織に組み込んだりしていたのである [TANNER 1996: 245]。この例にみられるように、階層的な区分を作成すること自体にフィジー西部・内陸部地域が従属化され得る契機がはらまれていたのである。

それのみではなく植民地化以前のフィジー社会には備わっていた、マタニトゥとヴァヌアなどとのあいだの階層相互の流動性も固定化され、統治体制のなかでは階層自体が変化すること

に対して閉ざされてしまった。植民地化を受ける前のフィジー社会では、戦争などの手段を通じて、階層が上昇、下降することは、むしろ日常的な出来事であった。しかし、植民地体制の下では紛争を解決する一つの手段としての戦争は封じられた。紛争解決の手段としては、かわりに様々な資料が利用されるのである。そのため、かつてであれば長年にわたる共同体の分解につながった、首長称号の継承をめぐる紛争などは、首都に保管されている登記や証拠の書籍を調べることによってすみやかに解決されることになった [MACNAUGHT 1974: 6]。

#### 〈伝統的首長の包摂〉

前項でのべた間接統治体制の枠内で再構築された政治体系のなかには、各単位を統率する役職が創設された。その役職の地位には、多くの場合、世襲的な首長が任命された [LAWSON 1997: 114-115]。つまり、白人ではなくフィジー人、多くの場合植民地化以前よりリーダーシップを握っていた首長が、原住民政における階層制の役職として採用されたのである [TANNER 1996: 244]。ただし、こうした、首長を行政官吏として官僚機構のなかに取り込み、包摂する過程にも、前項でのべた政治体系と同様、東部的な社会的制度に準じ整備されていくという特徴が見受けられた。

各州、県、村落を統括するため権限を付与された行政官吏 (executive official) として、それぞれロコ・トゥイ (Roko (Tu))、ンブリ (Buli)、トゥラガ・ニコロ (Turaga ni

loro) という名称の役職が設置された。そしてそれぞれの役職にマタニトウ、ヴァヌアなどの植民地化以前の政治制度においても首長職に位置していた人物が選考される傾向があった。たとえば、一三人のロコ・トゥイのうち、九人は「伝統的」な首長、しかも、かなり高位の首長であったとされる [NAYACAKALOU 1975: 90]。こうした官僚制への移行は、支配的な首長の存在していた東部をモデルにしていたため、それ以外の地域では齟齬をきたすことがあったのである。

たとえば、内陸部においては人口が拡散しており、また支配的な首長も存在していなかった。そのため役職としてのロコ・トゥイも作られることはなかった。そのため役職としてのロコ・トゥイも作られることはなかった。内陸部以外の州で支配的首長が存在しない場合は、他の州から現地人首長を招聘してロコ・トゥイを任命していたことに比べ、取り扱いにあからさまな差が存在していたのである [TANNER 1996: 244; SCARR 1970: 4]。

またそもそも、役職として採用された称号自体、フィジー東部をモデルにしていた。シプリリという称号は、そもそもシンプア (Bua) 首長国の格下の首長の称号として用いられたものであるし、ロコ・トゥイの方はタイレヴ (Taleve) やレワ (Rewa) における祭司 (priest) リネージ頭 (head) の称号として使われていたものを採用したという経緯がある [LAWSON 1997: 115; SCARR 1970: 4]。

こうした地域的差異のみならず間接統治体制における役職の上部と下部にも、官吏の選考に関して違いが存在していた。ロ

コ・トゥイやシプリリの上部の役職などは、「伝統的」政治制度のなかでも形式化が進展していたこともあり、採用する人物を比較的容易に選択することができた。一方、トゥラガ・ニコロなどの下位の役職になると平民でしかない人物が採用されることが多かった [LEGE 1958; NAYACAKALOU 1975]。そのため、役職の人選をめぐって問題が発生することもあった。また、役職自体上位の役職と異なり給料が支払われないなど待遇にも違いがみられた。

#### 評議会の形成

以上のような官僚的体系を下支えするために、階層的な構造をもつ評議会 (Council) が州、県、村落の各層ごとに設置された。各評議会は、責務を負った役職に着く人物に助言を与え、補助をした。また、評議会は彼らに、管轄下のフィジー人処遇に関して特定の権限を与えた。

まず、州レベルではロコ・トゥイが州評議会 (Provincial Council) を主催し、半年毎の会合を開いていた。この評議会では土地保有者として登記された一八から六〇歳までのすべての男性から州税 (Provincial Rate) を徴収し、その資金を公共の利益のために費やす権限をもっていた。各県には、同様に県評議会 (District Council) が設置された。この評議会では、シプリリの指導のもと月に一度の会合が開かれ、家屋の建設や衛生問題を扱う役割を与えられていた。村落においても、村落評議会 (Village Council) が作られた。同評議会は村落に住む

あらゆる男性 (men) で構成されていたが、法令を作成する権限はなかった。また、その管轄の及ぶ範囲も村落内に限られていた [NAVACAKALOU 1975: 84]。

植民地化以前のフィジー社会にも、州評議会、県評議会という二つの評議会に相当するような政治組織は存在していた。しかし、原住民政のなかに取り入れられてからは、会合が定期的に開かれるようにされたし、評議会の手続過程も明確に制度化された [Bege 1958: 209]。

こうした、村落を底辺とし県を経て州にいたる評議会の階層の頂点に位置したのが最高首長会議 (Council of Chiefs) である。最高首長会議は、それまでのフィジーにまったく存在しない、あらたにつくりだされた組織である。最高首長会議は、各ロコ・トワイと上位のンプリおよび、原住民法安判事が年に一度集まり開催された [LAWSON 1997: 69; SARR 1970: 5]。その集会は、ロコ・トワイ相互の相談の場を提供するという役割をはたし、フィジー総督にフィジーに関した提言をおこなった。またこの議会では秘密投票で七から一〇人の候補者を選出し、そのなかから総督が立法評議会へ参加する人を選択・決定をするというかたちで、間接的ではあったものの立法の過程とも関わっていた [NAVACAKALOU 1975: 84; Bege 1958: 210]。この会議は、多くの「伝統的」首長たちによって構成されていたため、当然ながらフィジー西部・内陸部地域の人たちの意見を反映させることには限界があった [LAWSON 1997: 69]。

さらに、以上の評議会は上意下達のかたちで入れ子状に階層化されていた。各議会の代表者に選ばれた人は、一つ上の議会に参加した。たとえば、州評議会の代表者は最高首長会議へと参加した。

そのため東部中心の行政は、フィジー社会末端まで浸透していけるようになるのである。

#### 四 西部・内陸部の社会変容——トゥカ運動の形成へ

これまでの章ではおもに、ゴードン・サーストン体制という保護主義のもと、フィジー社会が間接統治体制に包摂され、既存の社会的組織が改編されていく変化の過程に焦点を合わせてきた。その上で以上の変化が、東部フィジー社会に存在していた制度を保護すべき「伝統」としていたことにより、東部フィジー社会に有利にはたっていたことをのべた。この変化は、フィジー社会の比較的上層部に及ぼされた変化であったといえる。しかし、強力な力を保持していた間接統治体制によって遂行された以上の政策、ならびにその結果としての社会変化は、こうした上層部の回路を通じて、フィジー社会全体へと影響を与えずにはいかなかった。

本章では、こうした東部中心の政策がもたらした齟齬を検討するために、フィジー初期植民地時代に生じた社会運動を紹介、記述する。それは、あらたな制度的転換に相対的にのり遅れた西部・内陸部地域のフィジー人たちが、そうした転換にいかに対応していたかを検討することでもある。歴史的展開にそ

つて、バ征伐、小さな戦争、トゥカ運動の順に叙述していきたい。<sup>(8)</sup>

## 1 バ征伐

フィジー西部に位置するバ河渓谷は農耕に適していたため、ヨーロッパ人との接触の早い時期から、綿のプランターなどが多数参入していた場所であった。ここで入植者と山地民とのあいだでおきた紛争がバ征伐 (Ba campaign) とよばれている

[Gravelle 1979: 129]。その発端は一八七一年、同地区の入植者 (settler) 'スプアーズ (Spies) とマッキントッシュ (Mackintosh) が山地に狩猟に出掛けた際、山地民 (Kai Colo) に被害されたことだった。以後、入植者たちはソロモン諸島民、ニューヘブリデス島民ら近隣の太平洋洋諸島民を雇い、身辺警護のために近辺を四六時中監視させた。時のフィジー政府であったザコンバウ政府はこうした入植者たちの武装に対して、武装が認められるのはザコンバウ王の軍隊のみであることを理由に介入した。しかし、その後の一八七三年、同地区にてバーンス (Burns) 一家が虐殺されるという事件が起きた [Gravelle 1979: 128-129]。

入植者と政府は反目するようになり、その結果バの入植者たちはザコンバウ政府に頼らず行動を起こした。彼らだけでララワイ (Rarawai) に集結して、バーンス一家の復讐を誓い、同地に一日遅れで到着したザコンバウ政府軍を追い返したのである。屈辱を受けた政府軍が再度バへ訪問すると政府軍と入植

者とのあいだに険悪な雰囲気が生まれたが、最後に両者は一致協力して山地民の征伐にのりだした [Gravelle 1979: 129]。

政府の軍隊は、次第に人のあまり近づけないような山奥まで進攻した。ナキキ (Nakiki) にいたると、山地民はついに「和議 (oro)」の意志を表明するが、政府軍及び政府軍と共に行動していたバの首長 (Roko Tui Ba) とはその申し入れを拒絶した。

この時までにはサーストンに導かれた政府軍の第二陣が到着した。彼らはナズレ (Nazule) の征伐に成功するものの、フィジー人正規軍の二〇人が負傷し、義勇軍の三分の一が死亡するなど、バ征伐のなかで「最も高くついた争いであった」 [Gravelle 1979: 131]<sup>(9)</sup>。しかし、この征伐を機に山地民は降伏し始め、最後に残った砦も政府軍の奇襲によって征伐され、バ征伐とよばれる事件は終わりを迎えた。

この争いに敗れた人々は、捕虜としてレヴカへ輸送され、そのうちある者は絞殺刑に処された。しかし大半の人々はフィジーが割譲されるまで、ヨーロッパ人プランターのもとで労働を課された [Gravelle 1979: 131]。

## 2 小さな戦争

バ征伐は、フィジー西部地域を舞台にしたヨーロッパ人入植者と山地民との紛争であった。同じ西部地域において、フィジー人とフィジー山地民とのあいだで小さな戦争 (little war) と呼ばれる紛争も起きた。<sup>(10)</sup>

一八七〇年代にヴィティ・レヴ島山地地域では疫病が流行した。その際、山地地域にてキリスト教を棄教して伝統的な生活様式に戻ろうとする動きがあるといううわさが流れた。植民地政府は、当時ソロの弁務官 (Commissioner of Colo) として在留していたカリーユ (Carew) に状況の調査を依任する。

彼によると当初は山地地域の状況は平和的であり、特別に目立った動きはみられなかった [GRAVELLE 1979: 144-145]。

ところが一八七六年に入ると、ナ・ンビシキ (Na Bisiki)、ムンドウ (Mudu) を中心人物として、山地民たちのなかには反政府的な運動を起こす人達があらわれた。彼らは、四月二二日フィジー西部に位置するナンディ (Nadi)、ナンロガ (Nadroga) 州にあったキリスト教徒の村落を襲撃し、さらにシンガトカ川 (Sigatoka River) 沿岸の八村落を焼き払うという行動にでた。このため山地民は、フィジー人によって編成された武装現地人警官 (Armed Native Constabulary) とフィジー人義勇軍 (Fijian Volunteers) による征伐を受けた [GRAVELLE 1979: 145-146]。

さらに同年六月八日に、ナンロガ、ナモシ (Namosi) の人々を引き連れた援軍が派遣されると、山地民は皆のあるマタナヴァトウ (Matanavatu) へ逃亡した。ここでの争いで山地民の三八人が殺され、一人が投獄された。同月終わりには首謀者の一人であるムンドウが捕まり、ベマナ南部の反乱村も制圧された。そしてついにはもう一方の首謀者であったナ・ンビシキも降伏、ベマナ北部も同様に降伏する。その結果、一連の

騒ぎは収束を迎えた [GRAVELLE 1979: 147]。

事件後、一連の騒動に参加した人々はシンガトカで裁判にかけられた。その結果、大半の人々が彼らの生活していた場所と別の県にて仮釈放されるという措置がとられた。その一方でムンドウを含めたおよそ一五人ほどが殺人及び反乱の廉で罪に問われ、死罪となる。ナ・ンビシキは青空裁判のなか逃亡を試みるが失敗、その場で射殺されるという最期をとげた [GRAVELLE 1979: 149]。

一八七六年一〇月二八日になると、事件に関与した山地民に対して、各自の県への帰還と村の再建が認可された。しかし、皆のあった場所に居住することは禁じられたままであった [GRAVELLE 1979: 149]。

### 3. トウカ運動

小さな戦争と直接の因果関係は認められないが、ほぼ同時期にトウカ運動 (Tuka movement) が発生している。

トウカ運動の首謀者は名前をドゥグモイ (Dugumoi) という。伝統的に祭司をつかさどる一族に生まれ彼の父親も世襲的な祭司であった [YOUNG 1992: 80]。出身地は、ヴィティ・レヴ島ラキラキ県の (Rakiraki district) ンラウ・ニ・イヴィ村 (Drauniviti) であると考えられる [THOMSON 1908: 141]。

トウカ運動は、ドゥクモイがラウ諸島から帰還して二年後の一八八五年末頃に始まる。ドゥクモイはナヴォサヴァアカンドウアと改名していた。<sup>13)</sup>「一塊の軍隊、ナヴォサヴァアカンドウアの

支持者が、近隣のラ州から来た。そして特定のサティニ (satini) への言葉は我々の軍曹 (sergeant) をフィジー語に翻案したものであるものも軍事訓練を行っているというような奇妙な事態が起こっている」[BREWSTER 1967 (1922): 237] という一風かわったうわさが山地からもたらされたことが事件の発端である<sup>14)</sup>。

事態を重くみたサーズトンはトゥカ運動の動きに注意するべく呼びかけをした [BREWSTER 1967 (1922): 243]。小さな戦争の時と同様、ゾロに駐在していたカーリユーによってうわさの存在が確認された [THOMSON 1908: 141]。

ドゥグモイは、キリスト教と伝統的なデゲイ (Dagei) という神の宗教とを融合させた独自の世界観を創造しトゥカの教義とその起源神話をのべた [THOMSON 1908: 142; SUTHERLAND 1910: 55; YOUNG 1992: 80; 橋本 一九九六: 九六一—〇五]。

そして、ドゥグモイは顔を黒く塗った人々を引き連れ、軍事教練のような行動をとったとされる。トゥカ運動の従者は、祈禱、賛美歌をつくり、唱えた。彼らが信仰を捧げると、罪を犯さぬ報酬としてシンプロトウクラでの不死と平和な休息が約束された。その一方で、不信仰の者は、死後永遠の火のなかに投げ込まれると教えられた [橋本 一九九六: 九六一—三三五; SUTHERLAND 1910]。

沿岸地域の首長のためた対応とは裏腹に [BREWSTER 1967 (1922): 241]、彼のこうした教義は、瞬くまに 'ラ (Ra)' ナ

ヴォサ (Navosa)、ナイタシリ (Natashiri)、ナモシといった隣接する諸地区へと拡大していく [YOUNG 1992: 80]。

このような、トゥカ運動の広がりとその軍事教練を模倣したかのような行動を危険視した政府は、指導者ドゥグモイをロトウマ島へ追放・監禁の刑に処した。その後一〇年間彼はロトウマ島で生活し、生涯を終えたとされる。

ドゥグモイの死によってトゥカ運動は終わりを迎えるかに思われたが、一八九一年シラウ・ニ・イヴィ村でトゥカ運動が再発する。そのため「シラウ・ニ・イヴィ村は迷信の源泉」であるとして [THOMSON 1908: 144]、植民地政府はいっそう厳しい対応にでる。シラウ・ニ・イヴィ村は破壊され、村人はカンダウ島 (Kadavu) へと追放の処分を受けたのである。彼らが村へ戻ることが許されるのは一九〇四年に入ってからのものであり、村の再建が認可されるのはさらに五年後の一九〇九年まで待たねばならなかった。その後、一九三〇年代まで村は政府によって監視され続けられた。

## 五 考察

### 1 社会運動の特質と変容——バ征伐からトゥカ運動へ

前章でバ征伐、小さな戦争、トゥカ運動と通時的に描いてきた。これら三つの運動には次のような共通点があるとされてきた。第一に、植民地化以前から間接統治体制に移行した後にいてもかわることなく比較的優位な政治的地位を得ることのできた東部フィジー社会と相対的な遅れをとった西部・内陸部を

中心とする他の地域との衝突であるという点である。

第二は、いずれも、フィジーの一地域で起きたという意味でローカルな紛争、植民地化を経る以前から続く政治的争いの延長という側面を色濃く残していたという点である。パ征伐と小さな戦争は、「本質的に、この最後の争い」〔小さな戦争のこと(筆者注)〕はイギリス支配に対する反乱ではなく、より大きな規模のローカルな戦争」にすぎないのである [MACNAUGHT 1971: 74]。トゥカ運動もまた、ローカルな政治的対立が原因とされる [SCARR 1984]。

以上の見解は総じて植民地化初期に発生した各紛争をともしれば首長間の対立の表出としてとらえかねないものといえよう。しかし、初期植民地フィジーにおきた抗争を、たんに「ローカル」な紛争へと還元してしまいう解釈では不十分である。いずれの運動も発生した時期は、初期間接統治体制がフィジーに導入・確立されていく大規模な政治的転換期の前後であったという端的な事実を見逃しているからだ。さらに、紛争過程、処罰の形態に焦点をあてて運動の変遷を検討してみると、フィジーが植民地社会へと変貌を遂げていく事態に対応している点、違和感を表明している点などが、みとれるからである。

こうした点から、これらの運動を検討してみることがある。この作業は従来、「保護主義」という言葉でかたづけられがちであったフィジー初期間接統治体制の内実について再度検討するための契機となるのではないかと思う。

それでは、それぞれの運動を順次、上記の視点からとらえな

おしていきたい。

イギリスへ併合される直前、ザコンバウ政府時代におきたパ征伐では、互いに利害が一致しない多様な集団間の争いを背景としていた。みずからの経済的利益を優先した入植者、ザコンバウ政府に参加したヨーロッパ人、東部地域の首長、ザコンバウ政府の設立に関与し得なかつた西部・内陸部に居住していたフィジー人などが対立していた。紛争の当初、入植者たちはザコンバウ政府軍の参入を拒み、ソロモンやニューヘブリデスなどフィジー以外の太平洋諸島民を雇うことで自衛を試みていた。この行動には、ザコンバウ政府と入植者の対立があらわれていると同時に、同時期の入植者たちのもっていた武力や発言力が大きかったこと、また、入植者の行動に制限を課すほど中央政府たるザコンバウ政府の政権基盤が確立していなかつたことが読み取れる。

パ征伐からさらに五年後の一八七六年に起きた小さな戦争になると、紛争の背景にある対立構図はことなつたものとなつていく。パ征伐とことなり、小さな戦争の際には、入植者に雇われた兵隊と政府に属する兵隊とのあいだの対立は生じなかつた。むしろ、兵力は武装現地人警官とフィジー人義勇軍との合同というかたちにとめられ、その上で派遣され、武力をともなう征伐が行われた [GRAVELLE 1979]。小さな戦争では、主たる対立がフィジー山地民とそれ以外の人々に二極化したという意味で、より利害の対立が明確化している。

小さな戦争が起きたのは、フィジーがすでにイギリスに併合

されて、間接統治体制の枠が導入された時期であった。当時、フィジー全土にわたるイギリスによる間接統治体制が導入されるはじめ、それはフィジー東部地域有利な社会へ制度的な移行を伴っていたのだ [MACNAUGHT 1974: 10]。そのため、対立の図式が権力のより集中した植民地政府とフィジーの山地民との対決になったと考えられる。

トゥカ運動が生じたのは、小さな戦争からさらに時を経た一八八五年であった [KAPLAN 1965]。トゥカ運動も同様に、改宗や発展の遅れた西部・内陸部を制圧するという図式となった。またトゥカ運動とは、こうした間接統治体制の導入、確立の過程において引き起こされた急激な社会変動に対する不満の表現であったのだ。

小さな戦争との違いは、トゥカ運動にはさらにいつそう間接統治の制度が、フィジー社会に浸透しはじめていたと思われる兆候が見取れる点である [MACNAUGHT 1974: 10]。この点については、トゥカ運動に関する神話や組織の形態からもうかがえる。

トゥカ運動の首謀者ドゥグモイは、山地地域出身であった。彼の出身地であるヴァトゥカロコは間接統治体制における原住民行政内で地位を与えられず、植民地体制への転換に遅れをとった地域であった。そのため、ヴァトゥカロコは植民地政府から一つの自律的なヴァヌアと認定されず、他の行政区分のなかに分割されて編入された [KAPLAN 1965: 54]。

このような劣位におかれたことへの反発は、彼の神話から説

み取れる。そこでは神がドゥグモイに次のようにのべたといふ。

「我々がのべたようにしなさい、そして我々の指示に従いなさい。そうすれば他の者たちもあなたの例に従うであろう。首長もだれかれの言葉も恐れる必要はない。」 [SUTHERLAND 1910: 63] これは、割譲前であれば東部地域の首長の支配に對抗する自律を求めた戦いであるといえるのであろうが、すでに東部の首長のなかには原住民行政の上位に位置して間接統治に関わる者もいた [KAPLAN 1965: 55, 59]。つまり、この発言に含まれる「首長」という言葉は、統治体制内の役人をもさしえていたのである。こうして、この発言は間接統治体制への反発の意味をも帯びざるをえなかったのである。この点までは、トゥカ運動の方が明確な資料があるが、小さな戦争とも共通している。

しかし、前二者とことなり単なる反発のみに収まらない点を彼の教義に見出すことができる。これまでであれば首長の地位につけない者、リーダーシップを発揮できなかった者まで「官僚的役職」の座につくことができるという同時代的事態を積極的に利用していると考えられうるからだ。

たとえば、ドゥグモイの動きには首長層の官僚化という動向に敏感に対応しているところが見受けられる。彼は、ナヴォサヴァカンドゥアという名前に改名しているが、これは、裁判長官 (Chief Justice of the Colony) という意味でフィジー人が用いている行政の言葉である。また、トゥカ運動の組織には

「軍曹 (sergeants)」、ロコ (Rokos)、「ンブリ (Bulis)」、「SUTHERLAND 1910: 55」などの役職の名称を採用しているのがある。

以上三つの運動を検討すると、従来、保護主義の側面が強調されてきた初期フィジー間接統治体制の別の側面がみえてくる。つまり、「伝統」を保護するという理念に基づいた政策であるがゆえに、体制側からくられた「伝統」とはことなる歴史的记忆を保持していたフィジー西部・内陸部地域には、その政策がかえって足枷となりかねなかつたのである [KAPLAN 1989 a, 1989 b, 1990, 1995]。

また、保護主義政策を運用する初期間接統治体制の政体を立ち上げる前には、多大な犠牲が要されたことも分かる。各運動の処罰のされかたからみてみよう。

バ征伐、小さな戦争は軍事的な力で処理され、それぞれの指導者や従者たちは死刑に処されていた。一方、トゥカ運動が紛争として処理された過程では、すでに前二者と違い死者を出していない。死刑ではなく、首謀者ドゥグモイと従者は、流刑、別の地区への追放という処罰のされ方をしている。強大な権力を掌握する植民地政府とはいえ、この頃には圧制的な手段を容易には使えなくなっていたのであろう。むしろ、管理という手段をもちいているのである [KAPLAN 1995: 206-207]。

このことは、本稿では触れなかったが、トゥカ運動とほぼ同時期に起きたセアングガの反乱 (Revolt at Seagaga) の処刑のされかたとも一致している。この反乱の処罰にも、関係者

の死刑という手段はとられなかった。首都スヴァへと首謀者を移送し、従者に関しては監視がつけられるという処罰が下されているのである [THOMSON 1968: 145-146]。

フィジー初期の間接統治体制が、「保護」主義的な政策を打ち出せるようになるには、ある程度の時間を必要としたのである。

## 六 最後に

一九世紀後半から二〇世紀はじめにかけてのフィジーでは小さな戦争、トゥカ運動、アポロシ運動など様々な社会運動が起きた。こうした運動は、主としてフィジーの西部・内陸部において生起し [TANNER 1996: 246]、すべて何らかの形でフィジー西部・内陸部地域という地政学的従属性を背景としていたといえる。事実、植民地化以前から西部・内陸部と東部地域のフィジーとのあいだには、相互に文化的な差異や政治学的な不均衡が存在していた。そうしたなか、西部・内陸部地域がキリスト教をはじめとする西洋社会との接触にのり遅れたために、こうした差異・不均衡が増幅されたと考えられるのだ。

しかし、そのみならず本稿で考察してきたように、間接統治体制下におかれたフィジーに、統治の行政体系が導入、確立して行く際、西部・内陸部の遅れが不利にはたらいっていた [KAPLAN 1995: 83]。その結果、西部・内陸部地域の人々がリーダーシップを発揮する余地がせぼめられたこととこれらの運動の発生は関連しているのである。

これはドウグモイの教義が、同じ種類の不均衡を抱えていたと思われる内陸部へは拡大したものの、この教義に対して東部を中心とする沿岸部の首長たちは冷めた反応しかなかった [Brewster 1967 (1922): 251] ことから分かる。

従来保護主義とかたづけられがちであったフィジー初期間接統治社会であるが、その内実は東部フィジー社会に有利な形で制度的に整備されていたのであった。トゥカ運動を中心とするフィジー初期の社会運動とは、このような間接統治体制の政治的基盤が、形成され確立される時期の運動といえるのである。

### 謝辞

本稿は一九九九年度東京都立大学提出の修士学位论文をもとにしたものである。修士論文の作成時に、コメント、指導して頂いた東京都立大学の教官、諸先輩、および高倉浩樹氏、棚橋訓氏（慶応大学）に感謝する。また本稿作成段階で、伊藤眞先生、信田敏宏氏、片上英俊氏、田所聖志氏に、有益なコメントを頂いた。記して感謝する。

### 注

(1) ヤヴサ (Yavusa) は、フィジーにおけるもっとも大きな親族集団であり、始祖を共有するものされる。ヤヴサはいくつかのリネージ、マタンガリ (matangali) で構成される。さらにマタンガリは、大家族、イトカトカ (itokataka) から構成される [Cappel and Lester 1941]。

(2) このフィジー社会の記述は理念型であり、東部フィジー社会でもこの型に完全に合致していたわけではもちろんない [Scarr 1970]。ここでは、西部・内陸部との対比において相対的に適合していたということである。これは、西部地域にもあてはまり、タナーは続く文章でその旨指摘している [Tanner 1996: 246]。

(3) ユーデンは、フィジーにおける初代植民地総督であり、間接統治体制を統治にうまく採用した先駆者として、存命中からイギリス国内でも著名であった [Gillion 1962: 7]。ユードンは一八七四年から五年間フィジー総督を務めている。一八七八年からは西太平洋高等弁務官をも務め、後にはニュージーランド、セイロンにても総督を務めている [Craig and King 1981: 110]。

ギリオンはユードンを要とするフィジー初期植民地政策の特質として次の五点を示している。(1) フィジーの「伝統的」な首長の権威を保持すること、(2) 別の法の下でのフィジー人の社会構造と慣習を意識的に保持すること、(3) 土地売買禁止、(4) 換金作物による高度に生産的な共同の税制の導入、(5) フィジー人労働の制限である [Gillion 1962: 6]。

(4) ユードン総督時代のサーストン は、'auditor-general', 'colonial secretary', 'administrator', 'lieutenant governor' を歴任している。後には高等弁務官をもつていた [Craig and King 1981: 287-288]

(5) 「包摂」という用語は中林による [中林 一九九一]。

- (6) 当初、州は一二、県は八四存在したと云う [SCARR 1970: 4]。本稿では、それぞれ州、県、村落 (VILLAGE) と便宜上訳を与えておいた。松園方亀雄先生の『教示』による。
- (7) 最高首長会議は、ゴードンをフィジーの最高首長に就任させるためにフィジー各地の首長が集まったことが始まりとされている [LEGGE 1958: 209]
- (8) 以下の記述では、'グラヴェル [GRAVELLE 1979: 128-132] 以外に、'マクノート [MACNAUGHT 1971] の研究を典拠に再構成した。
- (9) この岩はヌンブタウタウ (Nubutautau) と呼ばれ、難攻不落と考えられていた [GRAVELLE 1979: 128-132]。
- (10) 割譲後最初に起きた大きな事件は、通称小さな戦争と呼ばれている紛争である。小さな戦争という名前は事件当時の植民地総督であったゴードンによってつけられた [BREWSTER 1967 (1922)]。首謀者の名前にちなみ、'ナ・ンビシキ (Na Bisiki) の反乱と呼ばれることもある [WEEKS 1995: 29]。
- 小さな戦争に関しては、引用文献以外にブリュースター [BREWSTER 1967 (1922)]、'マクノート [MACNAUGHT 1971]、'カプラン [KAPLAN 1995: 80-85] らの記録・研究が残されている。この項の記述に際して以上の記録・研究を参考にした。
- (11) トウカ運動を記述する際の主たる資料は、ブリュースター

1 [BREWSTER 1967 (1922)]、'トムソン [THOMSON 1908: 140-145]、'サザランズ [SUTHERLAND 1910]、'ワースレイ [WORSLEY 1968]、'スカー [SCARR 1984]、及び'カプラン [KAPLAN 1995] の一連の研究である。

(12) 'ンラウ・ニ・イヴィ村は'ワニンブカ (Wanibuka) 川の最上流に位置し、'ナカウヴァンラ (Nakaauvadra) 山の近隣にあたり存在していた'ヴァトウカロト (Vatukaloko) という'マタンガリに所属していたとされる [SUTHERLAND 1910: 54]。

(13) 'ナヴォサヴァマカンドゥアという名前は次のような教義に由来するとされる。「汝のドゥクモイという名をやめ、今度汝は'ナヴォサヴァマカンドゥアという名にせよ。我々の言葉を広げよ。汝の語る言葉は我々の言葉である。言った言葉は決して繰り返すな。一度だけ語れ。汝の語ることは真実となるう。」[橋本 一九九六: 一〇〇-一〇一; SUTHERLAND 1910: 53]

(14) 'ドゥグモイはトウカ運動をおこなす前にも、'反政府的な行動をおこなした人物として記録に顔を出している。一八七八年、'ロコ・トゥイ・ラ (Roko Tui Ra) に対して反抗し、'ラ州において社会を混乱させた上で、'植民地政府によって'ラウ諸島 (Lau Islands) へ追放されているのである。この時は一八八三年に帰還することが許可されている [KAPLAN 1995: 50, 58-59; BREWSTER 1967 (1922): 240]。

(15) 'ンプロトウクラ (Barotukula) とは、'楽園を意味するフ

「一階」 [BREWSTER 1967 (1922) : 251]

参考文献

- ALL, Ahmed 1986 "Fiji: Political change, 1874-1960." In LAL (ed.) *Politics in Fiji: Study in Contemporary History*. Sydney: Allen & Unwin.
- BREWSTER, A. B. 1967 (1922) *The hill tribes of Fiji*. New York: Johnson Reprint Corporation.
- CAPELL and LESTER 1941 "Local Divisions and Movement in Fiji." *Oceania* 11 (4) : 313-341; 12 (1) : 21-48.
- CATO 1947 "A New Religious Cult in Fiji." *Oceania* 18 (1) : 146-156.
- CRAIG and KING (eds.) 1981 *Historical Dictionary of Oceania*. Westport, Connecticut: Greenwood Press.
- DURUTALO 1986 *The Paramountcy of Fijian Interest and the Politicization of Ethnicity*. Suva: South Pacific Forum.
- FRANCE, Peter 1969 *The Charter of the Land: Custom and Colonization in Fiji*. Melbourne: Oxford University Press.
- GILLON 1962 *Fiji's Indian Migrants*. Melbourne: Oxford University Press.
- GRAVELLE 1979 *Fiji's Times: a history of Fiji*. Suva: The Fiji Times and Herald Limited.
- HOOPER, Steven 1996 "Who are the Chiefs? Chieftship in Lau, Eastern Fiji." In Feinberg & Watson-Gegeo (eds.) *Leadership and Change in the Western Pacific*. London: Athlone Press.
- KAPLAN, Martha 1989 a "Luve Ni Wai as the British Saw It: Constructions of Custom and Disorder in Colonial Fiji." *Ethnohistory* 36 (4) : 349-371.
- 1989 b "The Dangerous and Disaffected Native in Fiji: British Colonial Constructions of the Tuka Movement." *Social Analysis* 26 : 22-45.
- 1990 "Meaning, Agency and Colonial History: Navosavakadua and the Tuka Movement in Fiji." *American Ethnologist* 17 : 3-22.
- 1995 *Neither Cargo Nor Cult: ritual politics and the colonial imagination in Fiji*. London: Duke University Press.
- LAWSON, Stephanie 1991 *The Failure of Democratic Politics in Fiji*. Oxford: Clarendon Press.
- 1997 "Chiefs, Politics, and the Power of Tradition in Contemporary Fiji." In WHITE and LINDSTROM (eds.) *Chiefs Today: Traditional Pacific Leadership and the Postcolonial State*. Stanford: Stanford University Press.
- LEGGE 1958 *Britain in Fiji, 1858-1880*. London: Macmillan.

- Ian & Co., Ltd.
- MACNAUGHT, Timothy 1971 *The Subjugation of The High-lands of Viti Levu, Fiji*. B. A. Macquarie University.
- 1974 "Chieftly Civil Servants? Ambiguity in District Administration and the Preservation of a Fijian way of Life 1896-1940" *Journal of Pacific History* 4: 3-20.
- 1978 "APOLOSI R. NAWAI: The Man from Ra" In SCARR (ed.) *More Pacific Islands Portraits*. Canberra: Australian National University Press.
- 1982 *The Fijian Colonial Experience: A Study of Neotraditional Order Under British Colonial Rule prior to World War II*. Pacific Research Monograph 7. Canberra: Australian National University Press.
- NAVACAKALOU 1975 *Leadership in Fiji*. Melbourne: Oxford University Press.
- RAVUVU 1988 *Development or Dependence: the pattern of change in a Fijian village*. Suva: University of the South Pacific.
- 1991 *The Facade of Democracy: Fijian struggles for Political Control 1830-1987*. Suva: Reader Publishing House.
- ROTH 1951 "Native Administration in Fiji during the past 75 years" *Occasional Paper*, No. 10. London: Royal Anthropological Institute.
- ROUTLEDGE 1985 *Matanitu: the Struggle for Power in Early Fiji*. Suva: Institute of Pacific Studies.
- SCARR, Deryck 1970 "A Roko Tui for Lomaiviti: the question of legitimacy in the Fijian administration 1874-1900" *Journal of Pacific History* 7: 3-31.
- 1979 "John Bates Thurston: Grand Panjandrum of the Pacific" In SCARR (ed.) *More Pacific Islands Portraits*. Canberra: Australian National University Press.
- 1984 *Fui: A Short History*. Sydney: Gorge Allen and Unwin.
- SUTHERLAND, William 1910 "The Tuka Religion" *Transactions of the Fijian Society*: 51-57.
- TANNER 1996 "Colo Navosa: Local History and the Construction of Region in Western Interior of Vitilevu, Fiji." *Oceania* 66 (3): 230-251.
- THOMSON, Basil 1908 *The Fijian: A Study of the Decay of Custom*. London: Heinemann.
- VAN FOSSEN 1986 "Priests, Aristocrats, and Millennialism in Fiji" *Mankind* 16 (3): 158-166.
- WALTER 1978 "An Examination of Hierarchical Notions in Fijian Society: A Test Case for the Applicability

of the Term "Chief" *Oceania* 49 (1) : 1-19.

WORSLEY, Peter 1968 *The Trumpet Shall Sound : a Study of 'Cargo' Calls in Melanesia*. New York : Shoken Books. 2d edition. (ブースレイ, P. 一九八九「千年王国と未開社会——メラネシアのカーゴカルト運動」東京：紀伊国屋書店。)

WEEKS 1995 "The Last Exile of Apolosi Nawai : A Case Study of Indirect Rule During the Twilight of the British Empire." *Pacific Studies* 18 (3) : 27-45.

WEST, F. J. 1984 (1961) *Political advancement in the south pacific : a comparative study of colonial practice in Fiji, Tahiti, and American Samoa*. Westport, Connecticut : Greenwood Press.

YOUNG, John 1992 "Social protest and spontaneous development : a contemporary social movement in Fiji." *Pacific Studies* 15 (3) : 77-115.

春日直樹 一九九四 「土地の民」からみた国家の形成と変容

——フィジーのマトニトゥウ概念を中心にして「熊谷圭知・塩田光喜(編)『マトンギ・パシフィカ』東京：アジア経済研究所、二〇九—二二六。

竹内幸雄 一九九九 「西アフリカにおける二つの間接統治—

—ルガードとモレルの比較」栗本英世・井野瀬久美恵(編)『植民地経験——人類学と歴史学からのアプローチ

チ』京都：人文書院、七七—九六。

中林伸浩 一九九一 『国家を生きる社会——西ケニア・イスハの氏族』世織書房。

橋本和也 一九九六 『キリスト教と植民地経験——フィジー

における多元的世界観』京都：人文書院。

浜渦哲雄 一九九一 『英国紳士の植民地統治——インド高等

文官への道』中央公論社。

宮崎広和 一九九二 『一九世紀フィジーにおける土地処分過

程の再検討——ヨーロッパ人による土地所有権確認請求をめぐる審理過程の分析』東京都立大学修士論文。

(にわ・のりお 東京都立大学大学院)